

沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託に係る入札説明書

(内 訳)

入札説明書

仕様書

入札保証金説明書

契約書（案）

入札書、委任状

質疑書

提出書類

① 質問事項については、契約事項となりますので、正式な文書（記名、捺印）にて、平成 31 年 3 月 6 日（水）午後 5 時までに沖縄県土木建築部空港課あてに提出してください。質問事項がなければ、提出は不要です。

② 質問事項への回答については、平成 31 年 3 月 8 日（金）午後 5 時までに回答します。

〒 900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番地 2

沖縄県土木建築部空港課

電話 番号 098-866-2400

FAX 番号 098-869-6279

1 競争入札に付する事項

沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託に係る入札説明書

- (1) 契約方法
一般競争入札とする。
- (2) 契約期間
平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- (3) 業務概要
業務実施場所における自家用電気工作物の保安管理業務を行う。詳細については仕様書による。
- (4) 入札方法等
入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか否かを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札金額
入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- (6) 入札執行日時および場所
平成 31 年 3 月 19 日（火）午前 10 時 沖縄県庁 11 階第 2 入札室

2 競争入札に参加する者に必要な資格

平成 31 年 3 月 1 日付け沖縄県ホームページ掲載の「沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託に係る一般入札公告」による一般競争入札参加資格を有すると認められた者

3 入札保証金に関する事項

平成 31 年 3 月 19 日（火）午前 10 時までに、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後返還する。ただし、落札者に対しては、契約締結後の返還となる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額について、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社および公団を含む。）または地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを確認できる書面を提出したとき。（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。）

4 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引か

せ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせることとする。

- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第一項第6号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

5 入札執行人および立会人

沖縄県土木建築部空港課職員

6 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

名称 沖縄県土木建築部空港課管理班

所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番地2

7 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨に限る

8 その他

(1) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

また、無効な入札を行った者は、再度の入札に加わることができない。

ア 入札参加資格のない者が行った入札

イ 同一人が同一事項について行った2通以上の入札

ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

エ 入札書の表記金額を訂正した入札

オ 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札

カ 入札条件に違反した入札

キ 連合またはその他不正行為のあった入札

ク 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

ケ 委任状を持参しない代理人が行った入札

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社および公団を含む。）または地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを確認できる書面を提出したとき。（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。）